

公告第 37 号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び二本松市財務規則（平成17年二本松市規則第36号）第103条の規定に基づき、次のとおり制限付一般競争入札について公告する。

令和6年4月19日

二本松市長 三保 恵一

入札公告（役務提供業務）

1	契約方法	制限付一般競争入札
2	工事番号	6生環第1号
3	業務名	石井10積込場原状回復業務委託
4	業務場所	二本松市 錦町一丁目 地内
5	業務概要	敷地造成 掘削 41,959.9m <sup>3</sup> 敷地造成 盛土 32,940.5m <sup>3</sup> 雨水排水設備 側溝 2,011.1m 調整池 掘削 2,519.5m <sup>3</sup>
6	委託期間	着工 契約締結の日から7日以内 完成 令和7年3月14日(金)
7	監督員	生活環境課 遠藤 一幸
8	予定価格	事後公表とする。
9	最低制限価格	地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第2項及び二本松市財務規則（平成17年二本松市規則第36号）第113条の規定に基づき最低制限価格を設定する。
10	入札参加形態	単体及び共同企業体の混合
11	入札参加資格要件	入札に参加できるのは、公告日から入札日（開札日）において次に掲げる要件を全て満たしている者であること。なお二本松市除染関連業務の共同企業体として登録している者は単体では入札に参加できない。 (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。 (2) 令和5・6年度 建設工事等入札参加資格者名簿に登録されていること。

	(3) 登録内容	当市において土木一式工事の入札参加資格登録があること。
	(4) 所在区分	二本松市内登録業者であること。
	(5) 建設業許可区分	土木一式工事の特定建設業許可又は一般建設業許可を有していること。
	(6) 資格制限措置	二本松市建設工事等入札参加資格制限措置要領に基づく制限措置期間中でないこと。
	(7) その他必要事項	—
	単体企業の入札に参加する場合の資格要件	
	(1) 資格総合等級	二本松市における土木一式工事の資格総合等級がAの等級であること。
	共同企業体の入札に参加する場合の資格要件	
	(1) 資格要件	令和6年度の二本松市除染関連業務共同企業体として登録のある者
12	入札参加申込手続	
	(1) 提出書類	制限付一般競争入札参加申込書（指定様式） 宣誓書（指定様式）
	(2) 提出方法	市指定様式により郵送、FAX又は持参で提出すること。なお、送信後は確認のため必ず電話連絡すること。
	(3) 提出先	〒964-8601 福島県二本松市金色403番地1 二本松市総務部財政課契約係 電話：0243-55-5082（直通） FAX：0243-22-7023
	(4) 申込受付期間	令和6年4月22日（月） 午前8時30分から 令和6年5月9日（木） 午後5時15分まで
13	設計図書等の閲覧	
	(1) 閲覧場所	PDF形式の設計図書を市ウェブサイトに掲載する。
	(2) 閲覧期間	令和6年4月22日（月）から令和6年5月9日（木）まで （土日祝日等市役所の休日を除く午前8時30分から午後4時まで）
14	設計内容に関する質問	
	(1) 質問方法	設計図書の内容について質問がある場合は、所定の様式に必要事項を記入のうえ、持参、FAX又は電子メールの方法により財政課へ提出すること。なお、送信後は確認のため必ず電話連絡すること。
	(2) 送付先	〒964-8601 福島県二本松市金色403番地1 二本松市総務部財政課契約係 電話：0243-55-5082（直通） FAX：0243-22-7023 E-mail：keiyaku@city.nihonmatsu.lg.jp
	(3) 質問期限	令和6年5月23日（木）午後3時00分まで
	(4) 回答予定日	令和6年5月24日（金）
	(5) 回答方法	上記期日までに質問者に対してFAXで回答するとともに、市ホームページに掲載する。
15	入札方法等	
	(1) 入札の形式	会場持参方式による入札 （当該公告に記載された入札日時までに入札場所へ集合すること。）
	(2) 提出書類	・入札書（指定様式） ・委任状（指定の様式で代理人を立てる場合のみ提出）
16	入札日時等	
	(1) 入札日時	令和6年5月29日（水） 9時20分
	(2) 入札場所	二本松市役所 入札室

17	入札回数	2回を限度とする。
18	入札保証金	免除とする。 ただし、落札者決定後契約締結をしない場合には、落札者に対して落札金額（消費税及び地方消費税額を含む。）の100分の5に相当する額の納付を求める。
19	入札書の記載金額	落札決定にあたっては、入札書に記載された金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
20	落札者の決定	予定価格の制限の範囲内でかつ最低制限価格を下回らない最低入札者を落札者とする。（※入札金額で落札者が決定します。事後審査はありません。）
21	入札の無効	二本松市工事等競争入札心得の規定によるもののほか、次の各号のいずれかに該当する入札書は無効とする。
		(1) 11項に記載のある入札参加資格要件を満たさない者のした入札
		(2) 市の指定様式以外の入札書又は市の指定様式以外の入札書封筒で行った入札
		(3) 入札者の印が無い又は欠けている入札書により行った入札
		(4) 見積内訳書の提出を求めている入札で、内訳書の記載内容が非常に簡略（種別ごとの計算過程がなく「一式」表記のみであるもの）であり内訳書の意義をなしていないと判断できる入札
(5) その他、各様式記載例に記載のある注意事項又は市において特に指定した事項に違反した入札		
22	契約事項	二本松市財務規則（平成17年二本松市規則第36号）及び 二本松市一般業務委託契約約款（平成23年二本松市告示第67号）に基づき契約締結する。
23	契約確定の時期	地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第5項の規定により両者が記名押印したときに確定する。
24	契約保証金	契約を締結しようとする者は、二本松市財務規則（平成17年二本松市規則第36号）第88条の規定により契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付、又は契約保証金に代わる担保として有価証券又は債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、契約権者が確実に認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払い金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証に係る証書を提供すること。なお、保証金取扱の詳細及び免除に関する事項については、平成23年10月25日施行の「工事請負契約等における契約の保証に関する取扱いについて」を参照のこと。
25	前払金の支払	有
26	その他	(1) 市指定様式は、財政課窓口又は市ホームページ「入札・契約関係様式一覧」からのダウンロードにより取得すること。
		(2) 当該入札公告に記載する内容のほか、当市の入札・契約関係法令及び入札制度等について熟知のうえ入札に参加すること。
		(3) 日曜日、祝日及び休日は労務者を休養させるよう配慮すること。
		(4) 共同企業体が落札した場合は、二本松市除染関連業務共同企業体取扱要領第13条に定める書類を提出すること。